



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 井上超由/編集人 奥野慎太郎
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

謹賀新年

令和二年 元旦

滋賀県行政書士会 会長 井上 超由
 役員一同

「菜の花」(公益社団法人びわこビクターズビューロー提供)



新年のご挨拶

滋賀県行政書士会 会長

井上 超由

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、良き新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年11月には改正行政書士法が成立し、12月に公布されました。法律を成立していただいた国会議員の先生方はじめ関係する皆様方に改めて感謝申し上げます。

①目的規定の改正、②一人行政書士法人の設立の許容等、③行政書士会による会員への注意勧告に関する規定の新設、の3点が改正されました。①の目的規定の改正では、「国民の権利利益の実現に資すること」が明記されました。行政書士法第1条は、「国民の利便に資することを目的とする。」から「国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。」へ改正されたわけです。

目的規定は、具体的な権利や義務を定めるものではありませんが、行政書士制度を法律で定めている目的を規定するものですので、大変重要なものです。今後、この法律の目的を踏まえた行政書士会の運営を心掛けてゆきたいと考えています。改正法の施行は公布の日から1年6月後です。滋賀県行政書士会としても改正法施行に向け必要な措置を講じます。

さて、昨年の本誌8月号の2期目の会長就任のご挨拶でも触

れましたが、昨年5月にデジタル手続法の成立したこともあり、行政手続の電子化への対応は喫緊の課題です。日本行政書士会連合会でも対応は進めておられますが、滋賀会においても執行部として対応をするのと同時に業務推進部、各業務部会においても業務ごとの情報収集等を引き続き進めてまいります。

また、官民からの業務受託については、経営事項審査の審査業務、入札参加資格申請の受付および審査業務、外国人材受入サポートセンターへの相談員派遣等従来から受託している業務を着実に実施するべく推進してまいります。そして、これらの事業の実施および今後の新たな業務受託に際しては、会員の皆様のご協力が不可欠です。そのため昨年は官民からの業務受託に関する会員アンケートを実施しました。新たな業務受託に際しては、アンケート結果も踏まえて、取り組んでまいります。

昨年は災害の多い年でもありました。今まで台風被害の少なかった東日本でさえ2度にわたって強い台風が直撃し大きな災害を引き起こしました。滋賀県も比較的災害の少ないところではありますが、地震も含め災害への備えはきちんとしておく必要があります。災害時の滋賀会の業務継続をどのようにするのか、滋賀会や会員行政書士が被災した県民に対してどのような協力ができるのか、他府県では罹災証明の申請等で行政書士が活躍した例もあり、様々な事例を参考にしながら災害対応を進めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、本年が皆様にとって良き一年となりますように祈念しまして、年頭のご挨拶とします。